

令和8年7月1日

課 名：建築指導課
直 通：092-643-3719
内 線：4678
担 当：西本、衣川

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

北九州市八幡西区本城一丁目15番24号
有限会社東雲組

2 指名停止の期間：

令和8年7月1日 ～ 令和8年8月31日（2ヵ月間）

3 事実概要：

有限会社東雲組は、北九州市内の2か所の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む（株）隆篤建設及びRK KAWATAと、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請け契約を締結した。

以上のことは、建設業法第28条第1項第6号に該当するため、監督処分（営業停止10日）を受けた。

4 指名停止の理由：

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当することから、指名停止2ヵ月間とする。

【指名停止措置要綱 別表その2第11号該当】

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1.1 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内